

議決した議案

本会議で賛否の分かれた議案については◆印で表示し、賛成、反対それぞれの会派名を記載しています。

可決したものの

★区長提出議案

- ◆令和4年度練馬区一般会計
予算額 3億5千345万9千円
 - ◆令和4年度練馬区国民健康
保険事業会計予算
予算額 656億173万9千円
 - ◆令和4年度練馬区介護保
険会計予算
予算額 617億2千156万8千円
 - ◆令和4年度練馬区後期高
齢者医療会計予算
予算額 184億1千603万5千円
 - ◆令和4年度練馬区後期高
齢者医療会計予算
右4件の賛否は次のとおり
です。
- 〔賛成〕
自民党 公明党
練馬会議 立憲民主
蒼風会
- 〔反対〕
インクル 共産党
オンブズ
- ◆令和4年度練馬区公共駐
車場会計予算
予算額 3億5千345万9千円
 - ◆練馬区個人情報保護条例の
一部を改正する条例
「独立行政法人等の保有す
る個人情報保護に関する
法律」の廃止に伴い、同法
を引用している規定を改め
る。
 - ◆練馬区職員の勤務時間、休
日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例
人事院規則の一部改正を踏
まえ、不妊治療のための休
暇を新設する。
 - ◆練馬区女性福祉資金貸付条
例の一部を改正する条例
東京都女性福祉資金貸付条
例の一部改正を踏まえ、事
業開始資金、事業継続資金
および修学資金のうち専修
学校の一般課程の貸付限度
額を引き上げる。
 - ◆練馬区立大泉学園地区内
における建築物の制限に関
する条例の一部を改正する
条例
補助230号線大泉学園町地区
地区計画区域内および早宮
二丁目南地区地区計画区域
内における建築制限を定め
る。
 - ◆練馬区「特別区道」道路占
用料等徴収条例の一部を改
正する条例
固定資産税の評価替えを受
けて、道路占用料の額の改
定を行う。
 - ◆練馬区公共溝渠管理条例の
一部を改正する条例
固定資産税の評価替えを受
けて、使用料の額の改定を
行う。
 - ◆練馬区立都市公園条例の一
部を改正する条例
谷原ハンカチの木緑地（谷
原5-11-3）を新設する
とともに、固定資産税の評
価替えを受けて、占用およ
び許可行為に係る使用料の
額の改定を行う。
 - ◆練馬区立児童遊園条例の一
部を改正する条例
固定資産税の評価替えを受
けて、許可行為に係る使用
料の額の改定を行う。
 - ◆練馬区立光が丘健康運動公
園施設条例の一部を改正す
る条例
固定資産税の評価替えを受
けて、許可行為に係る使用
料の額の改定を行う。
 - ◆練馬区立東大泉児童館学
童クラブおよび練馬区立東
大泉児童館第二学童クラブ
株式会社 ポピンズ
〔期間〕4年
 - ◆指定管理者の指定について
（練馬区立東大泉児童館）
株式会社 ポピンズ
〔期間〕4年
 - ◆指定管理者の指定について
（練馬区立東大泉児童館学
童クラブおよび練馬区立東
大泉児童館第二学童クラブ）
株式会社 ポピンズ
〔期間〕4年
 - ◆東京都後期高齢者医療広域
連合規約の一部を変更する
規約
後期高齢者医療の保険料に
ついて、保険料の軽減に係
る経費を引き続き各市区町
村の一般会計から負担金と
して支弁することとするた
め、規約の変更を行う。
 - ◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算
補正額 42億7千596万4千円
計 3千231億6千320万9千円
 - ◆令和3年度練馬区国民健康
保険事業会計補正予算
補正額 34億6千505万3千円
計 658億9千733万円
 - ◆令和3年度練馬区介護保
険会計補正予算
補正額 5億9千457万6千円
計 607億4千54万4千円
 - ◆令和3年度練馬区後期高
齢者医療会計補正予算
補正額 △3億8千338万1千円
計 167億3千604万2千円
 - ◆令和3年度練馬区公共駐
車場会計補正予算
補正額 894万8千円
計 4億2千141万7千円
 - ◆練馬区長等の給料等に関す
る条例の一部を改正する条
例
区長および副区長の期末手
当の年間支給月数を引き下
げる。
 - ◆練馬区教育委員会教育長の
給与、勤務時間その他の勤
務条件に関する条例の一部
を改正する条例
教育長の期末手当の年間支
給月数を引き下げる。
 - ◆練馬区監査委員の給与等に
関する条例の一部を改正す
る条例
常勤の監査委員の期末手当
の年間支給月数を引き下
げる。
 - ◆練馬区職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正す
る条例
人事院規則の一部改正を踏
まえ、非常勤職員の育児休
業および部分休業の取得要
件の緩和等を行うほか、規
定の整備を行う。
 - ◆練馬区国民健康保険条例の
一部を改正する条例
特別区国民健康保険事業の
調整に関する共通基準の改
正を踏まえ、保険料率等を
変更する。また、国民健康
保険法施行令の一部改正に
伴い、保険料の賦課限度額
の引上げおよび未就学児に
係る被保険者均等割額の減
額を行うほか、民法の一部
改正による成年年齢の引下
げを踏まえ、結核医療給付
金の支給対象者に係る規定
を改める。



本 会 議

- ◆練馬区立上石神井北小学校
校舎等改築電気設備工事に
関する契約
練馬区立上石神井北小学校
給食調理用備品の買入れに
ついて
- ◆練馬区立関町北小学校校舎
等改築工事請負契約の一部
変更について
- ◆指定管理者の指定について
（練馬区立東大泉児童館）
株式会社 ポピンズ
〔期間〕4年
- ◆指定管理者の指定について
（練馬区立東大泉児童館学
童クラブおよび練馬区立東
大泉児童館第二学童クラブ）
株式会社 ポピンズ
〔期間〕4年
- ◆東京都後期高齢者医療広域
連合規約の一部を変更する
規約
後期高齢者医療の保険料に
ついて、保険料の軽減に係
る経費を引き続き各市区町
村の一般会計から負担金と
して支弁することとするた
め、規約の変更を行う。
- ◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算
補正額 42億7千596万4千円
計 3千231億6千320万9千円
- ◆令和3年度練馬区国民健康
保険事業会計補正予算
補正額 34億6千505万3千円
計 658億9千733万円
- ◆令和3年度練馬区介護保
険会計補正予算
補正額 5億9千457万6千円
計 607億4千54万4千円
- ◆令和3年度練馬区後期高
齢者医療会計補正予算
補正額 △3億8千338万1千円
計 167億3千604万2千円
- ◆令和3年度練馬区公共駐
車場会計補正予算
補正額 894万8千円
計 4億2千141万7千円
- ◆練馬区長等の給料等に関す
る条例の一部を改正する条
例
区長および副区長の期末手
当の年間支給月数を引き下
げる。
- ◆練馬区教育委員会教育長の
給与、勤務時間その他の勤
務条件に関する条例の一部
を改正する条例
教育長の期末手当の年間支
給月数を引き下げる。
- ◆練馬区監査委員の給与等に
関する条例の一部を改正す
る条例
常勤の監査委員の期末手当
の年間支給月数を引き下
げる。
- ◆練馬区職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正す
る条例
人事院規則の一部改正を踏
まえ、非常勤職員の育児休
業および部分休業の取得要
件の緩和等を行うほか、規
定の整備を行う。
- ◆練馬区国民健康保険条例の
一部を改正する条例

- ◆練馬区立上石神井北小学校
校舎等改築電気設備工事に
関する契約
練馬区立上石神井北小学校
給食調理用備品の買入れに
ついて
- ◆練馬区立関町北小学校校舎
等改築工事請負契約の一部
変更について
- ◆指定管理者の指定について
（練馬区立東大泉児童館）
株式会社 ポピンズ
〔期間〕4年
- ◆指定管理者の指定について
（練馬区立東大泉児童館学
童クラブおよび練馬区立東
大泉児童館第二学童クラブ）
株式会社 ポピンズ
〔期間〕4年
- ◆東京都後期高齢者医療広域
連合規約の一部を変更する
規約
後期高齢者医療の保険料に
ついて、保険料の軽減に係
る経費を引き続き各市区町
村の一般会計から負担金と
して支弁することとするた
め、規約の変更を行う。
- ◆令和3年度練馬区一般会計
補正予算
補正額 42億7千596万4千円
計 3千231億6千320万9千円
- ◆令和3年度練馬区国民健康
保険事業会計補正予算
補正額 34億6千505万3千円
計 658億9千733万円
- ◆令和3年度練馬区介護保
険会計補正予算
補正額 5億9千457万6千円
計 607億4千54万4千円
- ◆令和3年度練馬区後期高
齢者医療会計補正予算
補正額 △3億8千338万1千円
計 167億3千604万2千円
- ◆令和3年度練馬区公共駐
車場会計補正予算
補正額 894万8千円
計 4億2千141万7千円
- ◆練馬区長等の給料等に関す
る条例の一部を改正する条
例
区長および副区長の期末手
当の年間支給月数を引き下
げる。
- ◆練馬区教育委員会教育長の
給与、勤務時間その他の勤
務条件に関する条例の一部
を改正する条例
教育長の期末手当の年間支
給月数を引き下げる。
- ◆練馬区監査委員の給与等に
関する条例の一部を改正す
る条例
常勤の監査委員の期末手当
の年間支給月数を引き下
げる。
- ◆練馬区職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正す
る条例
人事院規則の一部改正を踏
まえ、非常勤職員の育児休
業および部分休業の取得要
件の緩和等を行うほか、規
定の整備を行う。
- ◆練馬区国民健康保険条例の
一部を改正する条例

**ウクライナ人道危機救援金を
届けました**

練馬区議会は、ロシアのウクライナ侵略に対
する人道支援のため、3月31日に、在日ウクラ
イナ大使館指定の口座へ救援金を送金しました。

議 決

●ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議

本年2月24日、ロシアは国際社会の警告を無視し、ウクライナへの侵略を開始した。これは、ウクライナの主権及び領土を侵害するものであり、アジアを含む国際社会の平和と安全を著しく損なう許しがたい暴挙である。力を背景とした一方的な現状変更は、武力の行使を禁ずる国際法及びいかなる紛争においても、第一に平和的手段による解決を求めなければならないとする国連憲章の明白かつ重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できない。よって、本区議会は、ロシアによるウクライナへの侵略に厳重に抗議するとともに、国際法に基づく一日も早い秩序の回復を切望するものである。以上、決議する。

令和4年3月3日
練馬区議会

会派の略称 自民党：練馬区議会自由民主党 公明党：練馬区議会公明党 練馬会議：練馬区議会未来会議・都民ファーストの会・国民民主党
インクル：インクルーシブな練馬をめざす会 共産党：日本共産党練馬区議団 立憲民主：練馬区議会立憲民主党 オンブズ：オンブズマン練馬
蒼風会：ふくし蒼風会